

The Weekly Report of

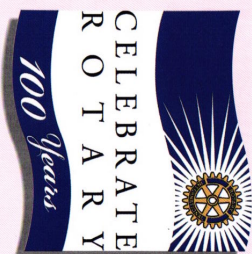
Hakodate North R.C.



# 函館北ロータリークラブ会報

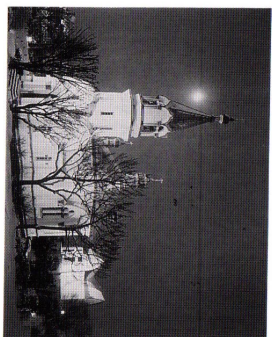
2004~05年度  
国際ロータリー-of-the-year

ロータリーを  
祝おう  
100年の歩み



2004~05年度  
国際ロータリー-会長  
ケレンE. エステス Sr

南木 哲雄 会長ターフ 目標に向かって全力で頑張ろう!! そして楽しもう!!



〈ハリストス正教会〉

坂本 政博 氏 撮影

## 《第2002回例会》 第 31号 2月23日(水)

### 本日のプログラム

「ロータリー創立100周年記念夜間例会」

函館亀田R.C. 七敷R.C. 上磯R.C.との4クラブ合同例会  
函館国際ホテル 午後6時30分~

★会長 南木 哲雄 ★幹事 大谷 賀津雄

例会場：函館 国際 ホテル 〒040-0064 函館市大手町5-10 TEL23-5151  
例会日：毎週水曜日 12:30~13:30 事務局：函館市大手町5-10 ニチロビル4F TEL23-3870

環境との融合を目指して40年 建築設計・監理

## 株式会社 北匠建築設計事務所

代表取締役 松見 修二

函館市中道1丁目14番1号  
TEL 0138-51-1630  
FAX 0138-51-1571

(広告掲載：松見 修二 会員)

函館北ロータリークラブのWebページはこちら <http://www.hakodate-north.org/>

### ◎2月2日出席報告

会 員	37名	出席率対象会員		36名
		出席規定免除会員	1名	
当日出席	24名	当日欠席	12名	
他クラブ出席	1名	出席合計	25名	
出席率	71.43%			

・テレフォンサービス(例会移動案内)電話26-3170番

次回・3月2日

「早朝例会」

プログラム

函館国際ホテル 午前7時~

2004～2005 (第2001回例会) 第30号  
2月16日の記録

◎司 会 南木 哲雄 会長 ◎斉 唱 奉仕の理想、四つのテスト

◎ピジター 函館R.C. 中山浩一君、函館五稜郭R.C. 阿彦 治 君

◎会長報告 南木 哲雄 会長

○本日は、特に会長報告はありません。

◎幹事報告 大谷賀津雄 幹事

○3月2日の例会は時間を変更し午前7時より当ホテルで開催いたします。

○2004年手続要覧が発行されました。1冊800円となりますが、購入ご希望の会員は幹事まで申し込みください。

○先週の会報で訂正箇所があります。2月23日プログラム合同例会で参加するクラブに間違いがありました。参加クラブは函館亀田R.C. 上郷R.C.、七坂R.C.です。

◎親睦活動委員会 崎野 浩志 委員

ニコニコBOX投入報告

南木 会長……ニコニコBOXに協力。

柴崎 会員……崎野会員卓話に期待します。

蔵下 会員…… ”

佐々木会員……ニコニコBOXに協力。

増田 会員……崎野会員、本日卓話頑張って下さい。

青山 会員……ニコニコBOXに協力。

小笠原会員…… ”

◎会員卓話 「火災保険のこと知ってますか」 崎野 浩志 会員



地震保険はその名の通り、地震や地震による火災・津波などによって発生する建物や家財の損害を補償する“地震被害専用”の保険です。保険会社と政府が一体となって運用されます。

家屋が倒壊し炎や煙に包まれた阪神淡路大震災の映像は、今でも私たちの目に焼き付いています。兵庫県では、地震発生前の地震保険加入率はわずか3%でしたが、現実の被害に直面し、保険の必要性が確認されたためか、現在の加入率は12.4%。愛知県でも大地震の到来に備え加入世帯が年々増加。現在は、22%と5軒に1軒が加入するまでになっています。地震による火災で注意したいのは、火災保険では「地震による火災の損害は補償されない」ということです。大地震がおおると、火災保険では想定していない大規模な被害が発生する恐れがあるため、火災保険の対象から外し、政府が支援する地震保険で対応することになっているからです。

保険の対象は、居住用の建物(店舗・住居併用の建物を含みます)および家財に限ります。門、塀、物置などは、建物に含めて契約できます。以下のもは対象外です。工場・事務所専用の建物(住居として使用されていない建物)、1個または1組の価格が30万円を超える貴金属・宝石・骨董・通貨・有価証券・預貯金証書・印紙・切手・自動車\*等。

\*通常の車両保険でも、地震による被害は補償されません。地震等に起因する損害を補償する特約がございますので、ご相談ください。

◆どのような損害が補償の対象？

地震、噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因として火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象となる居住用建物や家財の一部損以上の損害を被ったときに保険金が支払われます。具体的には、地震による家屋の倒壊や破損、地震により発生した火災による焼失等です。なお、地震等の発生日から10日を超えて生じた損害については、因果関係がはっきりしなくなるため、保険金は支払われないことが約款に規定されています。

◆いくらまで補償されるの？

地震保険の保険金額は、「地震保険に関する法律」により、主契約である火災保険金額の30～50%の範囲内と定められています。但し、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。

(会報担当者：崎野 浩志 委員)